

公開草案 2022年10月18日

(意見募集期限 2022年11月25日)

監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」の改正について

年 月 日  
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書720	監査基準報告書720
<b>その他の記載内容に関連する監査人の責任</b>	<b>その他の記載内容に関連する監査人の責任</b>
2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 6 月 16日 改正 2022年 10月 13日 最終改正 2023年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第37号)	2011年 7 月 1 日 改正 2011年 12月 22日 改正 2021年 1 月 14日 改正 2021年 6 月 8 日 改正 2021年 8 月 19日 改正 2022年 6 月 16日 最終改正 2022年 10月 13日  日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第37号)
《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)	《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)
《Ⅱ 要求事項》 (省 略)	《Ⅱ 要求事項》 (省 略)
《Ⅲ 適用指針》 (省 略)	《Ⅲ 適用指針》 (省 略)
《3. その他の記載内容の通読及び検討》(第13項及び第14項参照) (省 略)	《3. その他の記載内容の通読及び検討》(第13項及び第14項参照) (省 略)
《(2) その他の記載内容と監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかの検討》 (第13項(2)参照) (省 略)	《(2) その他の記載内容と監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかの検討》 (第13項(2)参照) (省 略)
A35. 監査人は、例えば以下のような場合には、重要な相違があるかどうかの監査人の検討の基礎とし	A35. 監査人は、例えば以下のような場合には、重要な相違があるかどうかの監査人の検討の基礎とし

改正案	現 行
<p>て、関連する監査調書を参照する、又は関連する構成単位の監査人を含む関連する監査チームのメンバーに質問を行うことが適切と判断する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の記載内容において、主要な製品の製造中止計画が記述されている場合、監査人は当該中止計画を知っていても、当該記述が監査人が監査の過程で得た知識と重要な相違がないかどうかに関する監査人の検討を裏付けるために、当該領域の監査手続を実施した監査チームメンバーに質問を行う場合がある。</li> <li>その他の記載内容において、監査において対応した訴訟の重要な詳細が記述されており、監査人の記憶が曖昧な場合、監査人の認識を裏付けるために、その詳細が要約された監査調書を参照することが必要となる場合がある。</li> </ul> <p>A36. 監査人が関連する監査調書を参照するかどうか、又は構成単位の監査人を含む監査チームのメンバーに対して質問を行うかどうか、及びその場合の範囲は、職業的専門家としての判断に係る事項である。したがって、その他の記載内容に含まれる事項に関して、監査人が関連する監査調書を参照する、又は構成単位の監査人を含む監査チームのメンバーに対して質問を行うことが必要でない場合もある。</p>	<p>て、関連する監査調書を参照する、又は関連する監査チームのメンバー若しくは構成単位の監査人に質問を行うことが適切と判断する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他の記載内容において、主要な製品の製造中止計画が記述されている場合、監査人は当該中止計画を知っていても、当該記述が監査人が監査の過程で得た知識と重要な相違がないかどうかに関する監査人の検討を裏付けるために、当該領域の監査手続を実施した監査チームメンバーに質問を行う場合がある。</li> <li>その他の記載内容において、監査において対応した訴訟の重要な詳細が記述されており、監査人の記憶が曖昧な場合、監査人の認識を裏付けるために、その詳細が要約された監査調書を参照することが必要となる場合がある。</li> </ul> <p>A36. 監査人が関連する監査調書を参照するかどうか、又は監査チームのメンバー若しくは構成単位の監査人に対して質問を行うかどうか、及びその場合の範囲は、職業的専門家としての判断に係る事項である。したがって、その他の記載内容に含まれる事項に関して、監査人が関連する監査調書を参照する、又は監査チームのメンバー若しくは構成単位の監査人に対して質問を行うことが必要でない場合もある。</p>
(省 略)	(省 略)
<b>《IV 適用》</b>	<b>《IV 適用》</b>
(省 略)	(省 略)
<ul style="list-style-type: none"> <li>本報告書（ 年 月 日）は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」（2022年6月16日）と同時に適用する。なお、2022年6月16日付けで改正された品質管理基準に関する事項は、品質管理基準委員会報告書第1号（2022年6月16日）、品質管理基準委員会報告書第2号（2022年6月16日）及び監査基準委員会報告書220（2022年6月16日）と同時に適用する。さらに、2022年10月13日付けで改正された倫理規則の変更に関連する事項は、2023年4月1日から適用するが、日本公認会計士協会が公表する倫理規則（2022年7月25日変更）の適用と合わせて早期適用することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>倫理規則（2022年7月25日変更）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>倫理規則（2022年7月25日変更）</li> </ul> </li> </ul>

改正案	現 行
<p>(修正箇所：第4項及びA38項)</p> <p>－ 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)</p> <p>(上記以外の修正箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書( 年 月 日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</li> <li>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」( 年 月 日改正)</li> </ul>	<p>(修正箇所：第4項及びA38項)</p> <p>－ 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正)</p> <p>(上記以外の修正箇所)</p>
<p>(省 略)</p> <p><b>《付録2 その他の記載内容に関する監査報告書の文例》</b>(第20項及び第21項、A52項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p><b>《文例1》監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、またその他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない場合における、無限定適正意見の監査報告書</b></p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場か非上場かを問わず、適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない(すなわち、監査基準報告書600「<u>グループ監査</u>における特別な考慮事項」は適用されない)。</li> <li>・ 監査契約書において、監査基準報告書210の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。</li> <li>・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、無限定適正意見が適切と判断している。</li> <li>・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、監査基準報告書570「継続企業」に従って、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性が存在しないと判断している。</li> <li>・ 監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」に従って、監査上の主要な検討事項を報告することが求められている。</li> <li>・ 監査人は監査報告書の日付以前にその他の記載内容の全てを入手し、また、その他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない。</li> <li>・ 会社は監査役会設置会社である。</li> <li>・ 監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等に基づくその他の報告責任を有する。</li> </ul> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(省 略)</p> <p><b>《付録2 その他の記載内容に関する監査報告書の文例》</b>(第20項及び第21項、A52項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p><b>《文例1》監査人が監査報告書日以前に全てのその他の記載内容を入手し、またその他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない場合における、無限定適正意見の監査報告書</b></p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場か非上場かを問わず、適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない(すなわち、監査基準報告書600「<u>グループ監査</u>」は適用されない)。</li> <li>・ 監査契約書において、監査基準報告書210の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。</li> <li>・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、無限定適正意見が適切と判断している。</li> <li>・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、監査基準報告書570「継続企業」に従って、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関連する重要な不確実性が存在しないと判断している。</li> <li>・ 監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」に従って、監査上の主要な検討事項を報告することが求められている。</li> <li>・ 監査人は監査報告書の日付以前にその他の記載内容の全てを入手し、また、その他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない。</li> <li>・ 会社は監査役会設置会社である。</li> <li>・ 監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等に基づくその他の報告責任を有する。</li> </ul> <p>(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上